

令和元年度 第3回 南丹市子ども・子育て会議 会議録要旨

日 時：令和2年1月10日（金）午後2時～4時20分

場 所：南丹市役所 4号庁舎 2階 会議室

出席者：〔委 員〕藤松会長、河村委員、山岸委員、山口委員、北崎委員、大内委員、原委員、秋田委員、久保委員、弓削委員、江川委員、桂委員、関委員、高屋委員、村上委員、山本委員
〔事務局〕榎本部長、谷口課長、山田課長補佐、大谷課長補佐、田村係長、阪本主任、寺田主任
（説明員）学校教育課 濱田指導係長兼指導主事
社会教育課 浅田課長補佐
（委託事業者）株式会社ぎょうせい 成田主任研究員、高尾研究員、井川主査

傍聴者：1名

開会

事務局：会議記録用の録音器の設置と後日議事録を公開することについて確認。欠席者の報告。

谷口課長：年が明けまして10日が経ちました。私達は業務が今週の6日から始まり、いつもより少し長めのお休みを頂いたわけですが、本日10日を迎えるに当たり、6日からあつという間にこの日を迎えたという形になります。皆様方に置かれましても年始早々、ご多用のこととは思いますが、会議に出席を頂きまして誠にありがとうございます。ただ今からご案内しておりました令和元年度第3回南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

先ほど欠席の報告もありましたが、この会議は南丹市子ども・子育て会議条例に基づいて開催させていただきますが、南丹市子ども・子育て会議条例第6条第2項により、19名の委員の皆様のうち現時点で15名出席を頂いており、このあと1名も来られると思いますが、委員の半数以上の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

事務局、説明員、委託事業者の出席者紹介。

それでは、会議の開会にあたりまして、藤松会長から一言頂ければと思いますのでよろしく願いいたします。

1 あいさつ

会長：佛教大学の藤松でございます。よろしくお願いいたします。前回非常に多くの意見を賜りまして、資料も随分と書き換わっているように思います。書き換わったところの確認もそうですけれども、新しい論点を出して頂くことも可能ですので、常日頃に考えておられることを多くご意見頂ければと思います。

2 議事

谷口課長：それでは、議事に入らせて頂きます。議事の進行につきましては会長にお世話になるということになっておりますので、藤松会長よろしくお願いいたします。

会長：では、早速始めさせていただきます。まず資料の確認をお願いします。

事務局：本日の配布資料について報告。

会長：第1号議案ですが、第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画素案について事務局から説明をお願いします。

(1) 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画素案について【資料1.2】

事務局：第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画素案について説明をさせていただきます。

前回11月の会議でも素案として提案させていただきました。前回11月からの変更点を中心に、重複する部分もありますが、説明させていただきます。

表紙を1枚めくってください。目次の次のページになりますが、ここに本計画における各種表記として「子ども」の表記、「障がい」の表記について漢字、かな表記のルール。「令和元年度」の表記のルールを加えました。

また、後ほど出てくるのですが、「ダイバーシティ」や「ICT環境」など一般的に分かりにくいと思われる言葉には注釈を加えました。

委員の皆様が計画を読んで頂く中で、専門用語など分かりにくい言葉がありましたら、今後注釈をつけていきたいと考えますので、ご意見を頂けますとありがたいです。

つづいて1ページには第1章 計画策定の概要を記載しています。今回、国の子育て支援の動向と本計画の策定の趣旨を加えました。

(2) 計画策定の趣旨としては、第1期計画に国の新たな制度や方針を踏まえつつ、保護者の就労ニーズの増加に対応した保育の受け皿整備、近年社会問題となっている児童虐待の防止や子どもの貧困対策、仕事と子育ての両立の支援なども踏まえた計画として、第2期計画を策定するという内容としています。

2ページには計画の位置づけとして、本計画の法的な位置づけと南丹市の他の計画との関係について記載しています。

4ページから30ページまでは第2章 南丹市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題としています。このあたりは前回の素案でもお示しした内容となっております。

つづいて31ページをご覧ください。第3章 計画の基本的な考え方として、基本理念、基本視点、基本目標を掲げています。

基本理念は第1期計画の基本理念を踏襲する形ですが、ヒアリング調査やワークショップなどでの意見も踏まえ、一番下の枠組みの所ですが、「地域固有の自然環境をはじめとした資源を活かし」という内容を加えました。

また、32ページの基本視点は、第1期計画で掲げていた4つの視点にもう一つ加え、基本視点5「ふるさと」を大切に思う子どもの育成の視点を加えました。

これらは、南丹市にある豊かな自然環境をはじめとした地域資源等を活用し、子どもを育てていくこと、そして、子どもたちに南丹市の魅力を感じてもらい、ふるさとを大切に思う気持ちを醸成し、将来も南丹市とつながりを持ち続けてくれることを目指すという視点を加えています。

1つ例を挙げますと、小学校でのコミュニティスクールとして、地域の方々や保護者などで構成された学校運営協議会が学校と一緒に学校運営について考える取り組みが進められています。そういった中で地域の方々にも協力頂き、地域内にある自然や文化遺産で体験学習を行い、またそれを校内に伝えていくといった取り組みが実施されています。

第2次南丹市教育振興基本計画でも南丹市の教育の基本理念の実現するための柱として「ふるさと南丹市を愛する心の醸成」という内容が掲げられており、この計画でも「ふるさと」を大切に思う子どもの育成の視点

を加えています。

これら5つの視点に基づき、33ページには基本目標1～5を掲げ、計画を推進していきたいと考えています。

35、36ページをお願いします。この部分は基本目標1～5の目標指標を記載しています。この部分は前回の会議でも指標の内容にいろいろとご意見を頂いたところです。この部分は後ほど株式会社ぎょうせいの高尾研究員から説明をさせていただきます。

つづいて38ページをご覧ください。ここからは第4章 総合的な施策の展開として、担当課における具体的な施策を記載しています。前回も説明をしましたが、第1期の内容から類似の施策は統合したり、事業の見直しを行ったりして、本計画は子ども・子育てに焦点をあてた計画としてし、シンプルな施策体形にしております。

第4章の内容は前回の会議でお示したところですが、前回から変更した点について説明をさせていただきます。

まず、47ページをお願いします。ここは就学前教育、保育の充実の部分ですが、④保・幼・小・中連携教育研究事業の充実として、目標指標でも設定していますが、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携の内容を追記しました。

つづいて50ページをお願いします。いじめ・不登校・非行への対応の部分になりますが、新規として③学校不適応に係る教育相談の実施、④適応指導教室の運営を今回加えています。③の「学校に行きづらい」「教室に入りにくい」といった悩みなどに応える教育相談、④の様々な理由で学校に行きたくても行けない児童生徒を対象とした適応指導教育の運営は、すでに実施していますが、第1期計画にはなかった内容ですので、「新規」としています。

つづいて60ページをお願いします。⑥要保護児童対策地域協議会の組織強化ですが、国が進めている子ども家庭総合支援拠点の整備を進めることを追記しました。子ども家庭総合支援拠点は「子ども家庭支援全般にわたり実情の把握、情報の提供、相談、関係機関との連絡調整」と「要支援児童や要保護児童等の支援業務」などを一体的に担う市町村における子どもとその家庭及び妊産婦等の支援を行う子ども家庭総合支援拠点として、国が市町村での設置を進めているのもので、2022年までに市町村で設置することが努力義務になっています。

業務の内容としては、すでに行っている内容ですが、子育て支援の分野、母子保健の分野、教育の分野の一体的運営を行うための組織のあり方について、拠点としての位置づけを明確にしていきたいと考えています。

つづいて63ページをお願いします。ここは障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援という部分ですが、⑩外国につながるの児童の支援を第1期にはなかった新規施策として加えています。国の指針にもは外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、必要な支援をするようにと示されています。

実際には保育所、幼稚園の申し込みや各種の手続きに対し、言葉が難しい方などには丁寧に対応するといったことで、今までからも当然行っていることではありますが、今回、国の指針も踏まえ、新規として計画に掲載したという形になります。

第4章の前回からの主な変更点については以上です。

続いて、72ページをお願いします。第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制になります。前回の会議では、令和6年度までの今後の量の見込みを提案させて頂いたところです。今回はその量の見込み対し、受け皿をどうしていくかという確保方策を提案させていただきます。

77ページをお願いします。教育・保育の量の見込みと確保の内容ですが、保育所、幼稚園に今後入所、入園が見込まれる数と、その受け皿の方策となります。今年度は保育所0歳の申込者数が受入可能数を越え、9名の待機児童があったところです。来年度に向けても待機児童が出る見込みです。

今後の確保として令和3年度に園部地域で民間保育所が開所予定ですので、これにより待機児童をなくし、教育・提供体制を確保していく計画としています。

つづいて、79ページからは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制です。今後動きが見られる主な事業を説明します。

80ページをお願いします。放課後児童健全育成事業については、平成30年度から小学校の全学年を対象としており、申し込みに対して受け入れ体制はできています。しかし、放課後児童クラブの場所が小学校から離れていたり、施設が老朽化している現状がありますので、学校敷地内で放課後児童クラブが行えるように施設整備を進めていきます。

81ページは放課後子供教室として、地域の方々の協力を得ながら、放課後や週末に学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する事業の内容です。一番下の表ですが、令和元年度は4つの小学校区を対象に、6つの放課後子供教室が開設され、体験活動や学習支援などが行われています。今後は教室の開設数と増やすとともに、放課後児童クラブと同じ活動場所で行い、一体型教室を進める計画としています。

続いて84ページの病児保育事業についてです。第1期計画でも病児保育事業の実施の計画はありましたが、実施に至っていない状況です。今後も京都中部総合医療センターでの開設、他市町との連携による実施、民間保育所での実施などについて協議を進め、令和3年度中からの病児対応型・病後児対応型の実施を目指す計画としています。

続いて、85ページの実費徴収に係る補足給付を行う事業については、給食費や教材費・行事費などの実費徴収ができるものについて、低所得世帯を対象に費用の一部を補助するもので、今年度から事業を実施しており、今後も継続して実施することとしています。

続いて、86ページ5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保ですが、日吉、美山など保育所はあるが、幼稚園がない地域もありますので、認定こども園への意向も検討したいと思います。86ページの一番下の6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保については、新制度に移行していない幼稚園の無償化のことを記載しています。保護者は一旦幼稚園に利用費お支払い頂くのですが、それを無償化するにあたり、市が保護者に償還払いを行います。この手続きを公正かつ適正に実施しますということで、これも国の指針に基づき今回記載した内容になります。

最後に87ページ 第6章 計画の推進として、毎年度子ども・子育て会議で計画の進捗状況を報告し、会議における検証を踏まえて、計画の着実な推進を図ることとしています。

私からの説明は以上です。ページが戻りますが、計画の指標の部分については、引き続き株式会社ぎょうせいの高尾研究員から説明をさせていただきます。

事務局：お手元の資料の方ですが、少し戻りますが35ページ、36ページをお願いいたします。

先程、事務局からご説明がございましたが、前回にこの目標指標についてもお示しをしたところですが「少し指標が適切ではないのではないか」といったご意見も踏まえまして、再度見直しをかけ、それからその指標設定の意図みたいなものが見えた方が分かりやすいだろうということで、指標設定の考え方などについても掲載をさせて頂いているところでございます。

それぞれの基本目標ごとに設定しているわけですが、それぞれの設定のその考え方なども少し簡単にご説明をさせて頂きたいと思います。

この指標については、原則としてそれぞれの基本目標レベルで、特にその基本目標で達成したい方向性につながるような指標を設定していく方向で検討させて頂いています。どうしても基本目標の中にはさまざまな取り組みがございますし、他の基本目標の施策や事業と関連する部分もございますので、代表する指標として設定してはいるのですが、他の目標にも関係が出てくる部分もあろうかとは思っています。また、どうしても数値的な指標になりますので、定期的にその数字が把握できるものでないと指標の設定というのは難しくなりますので、そういう基準で設定しているというところをちょっとご理解頂ければと思います。

それを前提に基本目標1の「子育て・子育てを支える仕組みづくり」というところになってまいります。

こちらについては家庭で子育てをしていくためのさまざまな取り組みを示している基本目標の枠組みになるのですが、その指標としましては、子育てを主に行っている方が、夫婦で、父母ともにやっていますという割合を設定してはどうかということでご提案させて頂いています。

これはこの計画策定に向けて、昨年度実施したアンケートの調査項目になるのですが、選択肢としては主に父親、主に母親、父母ともにといった選択肢があるのですが、南丹市で調査をさせて頂いたところ、父母ともにやっていますという割合は就学前も小学生も4割以下といった状況でした。

同じアンケートの中の別の設問で、虐待の防止で特に重要なことはどういったことかということでご質問をしているのですが、その中で特に回答の割合が高かったのが、配偶者や家族の育児への協力といったことでした。関係機関や団体の皆さんにヒアリングをさせて頂いた中でも、やはり保護者の子育て力というところの強化、支援が求められているといったところがありました。その前提としまして、子育て、子育てを支える仕組みづくりというのは、1番には子育ての基本となる家庭、その核となる保護者が協力して子育てを行える状況を作るとするのが大きな目的の一つであるととらえて、こうした指標を設定してはどうかということでご提案させて頂いたところでございます。

基本目標の2につきましては「豊かな心身を育む教育・保育の充実」ということで、幼児期の教育、保育も含めて、学校教育の内容ですとか、そうしたところを扱う目標になるわけですが、その指標としましては先ほど事務局からもありましたが、現在、南丹市でも発生している待機児童をなくすといったような指標ですとか、保育園、幼稚園、小学校、中学校で共同して、合同で研究をしていくというような、その回数といったところを設定してはどうかということで、ご提案をさせて頂いております。

続いて36ページに移って頂きまして、基本目標の3でございます。「親子の健康づくりの推進」でございます。

こちらはタイトルのとおり、さまざまな母子保健ですとか医療とか、そうしたところを扱う内容で、こちらの指標としましては、さまざまな健診の受診率を設定してはどうかということで、ご提案しております。既に100%になっているものもあるのですが、それをやはり今後も下げずに維持していくという指標があるのではないかとということで、それぞれの健診の受診率をご提案させて頂いているところでございます。

基本目標4につきましては、内容といたしましては「きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実」ということで、子どものさまざまな権利ですとか、虐待の防止ですとか、ひとり親家庭への支援といったところを扱うような部分になってまいります。指標としては子育てのアンケートからの内容ですが、子育ての感想として「とても楽しい」「楽しい」と感じておられる保護者の方の割合を高めるといったような指標にしてはどうかということで、ご提案させて頂いております。その背景としましては、さまざまな子どもの権利が守られるとか、「のびのびと」ということが、この計画の大きな将来像、ビジョンとしても立てられているわけです。そのためには家庭において、保護者が子育てを楽しめるということがまず重要であり、そのためには家庭の中の経済状況とか、子どもの発達の状況に応じた配慮がしっかりあって、保護者の方があらゆる意味でゆとりを持てるのが大事であると考えます。そうした取り組みがこの基本目標4に入っている施策、事業ではないかとということで、その結果としてとても楽しいと感じておられる保護者の方の割合が増えていくのではないかとということで、この指標をご提案させて頂いております。

基本目標5につきましては、さまざまな子育ての環境である遊び場ですとか交通安全、住環境ですとか、そうしたところを進めて行く基本目標の枠組みになっているのですが、その指標としましては、こちらもアンケートの設問にございます「南丹市の子育て環境や支援への満足度」の平均値を設定してはどうかということです。こちらは満足度最高点が5点になっておりまして、1～5点を選んで頂いてその平均値を出していこうということです。

南丹市は既に同じような調査をやらせて頂いている他の自治体と比べても満足度は高い部類には入っているのですが、更に高まる余地はあるだろうということでご提案させて頂いたところでございます。指標につい

ての説明は以上でございます。

事務局：事務局からの説明は以上です。

会長：はい、ありがとうございました。かなりボリュームのある施策ですが、まずは今のご説明に関して、ご質問とかご意見がありましたらお寄せ頂いたらと思いますけれども。いかがでしょうか。

では私の方から質問をいくつか、させて頂いてよろしいでしょうか。50ページの「いじめ・不登校・非行への対応」のところですが、取り組みの③④というのは新規で設定頂いたということだったのですが、先ほどざっくりご説明を頂きましたが、今までと何が変わるのかももう一度説明をお願いします。誰が何をどうするのかということと、今までのものと何が違うのかということのご説明を簡単にお願いできますか。

事務局：いじめ・不登校・非行への対応というところで、この③④というのは第1期計画にはなかったものです。第1期計画の期間中にこちらの③④ができて、今回から計画に加えたので新規としました。計画で第1期なかったものを第2期で加えたので新規としましたが、事業はすでにありますので、これから新規にやっていくわけではないですという説明をさせて頂いています。

内容としては、学校に行きづらいとか教室に入りにくいといったような子どもさんとか、保護者さんが相談する体制であったりとか、そこで相談した子どもたちが、適応指導教室「さくら」というこの横の国際交流会館に開設されているのですが、学校には行けないですけども、こういったところに通って学習するというようなところが既にありますので、そういったところを載せさせて頂いております。

会長：この相談というのはどちらが、どのような形で対応してくださるのですか。

事務局：適応指導教室「さくら」には、教室長と指導員がおります。その教室長が学校不適應に係る教育相談の電話相談の受付をしております。その教室長が対応することになっておりまして、学校教育課で対応できるのであれば、学校教育課で対応しますし、子育て支援課に繋いだ方がいいケースであればそちらの方につなぐということにしております。

会長：例えばその電話相談なり何なり、「こういうことをやっていますよ」ということを保護者の皆さん方にはどんな形で啓発されていらっしゃるのですか。

事務局：今年度から始めたのですが、4月当初に小・中学校の児童生徒の家庭にはリーフレットをお配りしまして、このようなことを始めていますということを啓発しております。

会長：ありがとうございました。

委員：今の話について、ここに保護者の方もいますが、知っていましたか。

委員：知らなかったです。今初めて知りました。

委員：というのが現状だと思いますので、こういったことをきっちり計画の中に入れ込むということが非常に大事で、計画だけで終わっていると感じます。申し訳ないのですが、やっていらっしゃるけれども、実際の受け側としては、分かっていないというのが現状なので、そこをどう埋めていくかどうこともきっちりして頂

きたいと思います。

会長：よろしく申し上げます。

委員：今のところで、いじめ・不登校・非行への対応とあるのですが、実際に行きづらさを感じている子ども達が、園部の教会に行ったりとか、実際には何か所かは、学校には行けないけれどもそっちに行っているという実態があると思うのですが、そういったのはこれからの5年間の計画の中には入れないのですか。そういうところと連携していくとか、そういう箇所を各町に1か所ずつは目指して設置していくような場にするとか、そういったのはないのでしょうか。これは、あくまでも学校教育関係の視点から見た、学校側から見た視点ばかりであって、実際に不登校の子どもを抱えている親御さんとか、支援をしておられる方もいらっしゃるのので、そこがまったく反映されてないのはどういうことなのかと思います。おそらくヒアリングとかいろんなところでもちょっと意見が出てたと思うのですが、どうですか。

事務局：このあと、議題の2つ目のところで説明させて頂くのですが、子どもの貧困対策の計画を同時に作っておりまして、居場所づくりなども、そちらの計画で細かく説明をさせて頂ければと思っております。

こちらの第2期計画の位置づけとしては、66ページに「子どもの貧困対策推進計画に基づいて子どもの居場所づくりを提供したり、支援が必要な子どもの体制づくりします」という形で、この計画にはこれだけ書かせて頂いて、具体的には子どもの貧困対策推進計画の中で具体化していくという位置づけで予定をさせて頂いております。

委員：その計画自体はこれで分かるし、2ページに整合と連携を図っていくと確かになっています。しかし、一般市民としてはその差が分からないというか、どうせなら一緒にした方がみんなが分かりやすいのではないかと思います。別々に計画を作りますと言われてもちょっと分からないです。それを分かりやすく計画に落とし込んでいくのがこの場だと思うので、確かに国とか府の指針としては、計画がそれぞれ違うかもしれないですが、南丹市ではもう一緒にしてやるっていうのはダメなのですかね。今更の意見なのですが。

事務局：手法としては子どもの計画の中に、このところの項目があるというようなスタイルでも、もちろんあるのですが、今回はより細かい計画をつくるというようなことで、貧困対策の計画を別に作るというような形で去年から進めている形です。

委員：どうです分かりますかみなさん。市民の目線が必要だと思いますよ。

委員：いろいろと言ってくださっているのですが、分かりにくいです。学校に行きたくないと言ったら、「さくら」というところに行くというのちょっと分からなくて。それ以前に子どもが学校に行きたくないと言っても、その学校は行きたくないけれど、他の学校だったら行けるかもしれないと思います。そういうチャレンジはできないのですか。例えば、八木東小学校区域だと八木東小学校に行かないとダメということなのですか。いじめとかで学校に行きにくいとなったらいきなり「さくら」というところに行くのですか。

事務局：いろんな背景とか原因があると思うのですが、まずは学校の中でいじめの背景であるとか行きたくない背景であるとかをアセスメントし、情報をたくさん集めながら、その子に一番適した支援の方法をまず学校の中で考えて頂いて、その1つとして「さくら」もあるという感じでお伝えしてもらっています。保護者の方にはピンク色のリーフレットをお配りしているので、それを見て「うちの子にここは合っているかな」と保護

者からの問い合わせももちろんあります。

委員：私自身は子どもが学校へ行くのは友達づくりも大事かもしれないですが、団体の中で学ぶというのが大事だと思っています。子どもにいつも「何か嫌なことがあったら言わなあかんよ」とは言っていますが、それをぐっと我慢しなければならないというわけではないですから、「とりあえず相談して」と言っています。

他の学校ではダメなのですか。「さくら」でないとダメなのですか。八木とか日吉の子どもでも「学校へ行きにくいねん」となった時は「さくら」のある園部まで来ないといけないのですか。

事務局：実際に日吉とか八木とか美山から「さくら」に通いたいというお子さんもいらっしゃいます。学校は学校区域が決まっています、区域外で通学する場合は区域外通学という届けをして頂くことになっています。

委員：では例えば八木の小学校では合わないから、園部小学校で適応するかどうか一度見たいですということはどうですか。

事務局：区域外通学ですよ。

委員：「さくら」というものは、先生達がいる程度の人数の子ども達がいるという環境ではないですから学校ではなく、塾みたいなものだと感じました。チャレンジできないのですか。「行きたくないです」と言った時に「さくら」しかないのですか。

事務局：転居して頂きながら、本人も保護者も了解のもとで他の学校に行ってください。

委員：できるのですか。

事務局：はい。それがその子に一番良いと思われたら。

委員：転居。引っ越しをする必要がありますよね。

委員：転居ですか。

委員：そうです。学区が決まっているから。その区域にいないとその学校には行けないから、そっち側行きたいのであれば、八木から園部に転居をして園部の小学校に行きましょうということですよ。

委員：そういうことになるのですか。「さくら」だったら通うのはいいのですか。

事務局：「さくら」は南丹市の適用指導教室ということになっていて、市内全域を対象としたものになっているので園部以外からも通うことができます。教室と言っても学校でもなく居場所というような感じで設置しています。今のところ「さくら」に来たら出席扱いにはさせていただきます。

委員：ちゃんと、学校と同じように勉強しているのですか。

事務局：指導員がいますが、授業ではないので、同じようにはできません。そこの子が45分間勉強できるかと

例えば、臨時で雇っている指導員がいますが、教科の担当はいません。教員免許を持っている指導員が対応していますが、学校に行っている状態と同じような学力の補償はちょっと難しいのは事実です。

学校に行きづらいので、ちょっとほっとできる場であるとか、ずっと学校には行けてないので学力が心配い
うお子さんの学力の支援の場所ということですか。

会長：今の学校の枠組みの中ではどうするかという話は、そこでやらなければならない話で、ここでするのはそことの連携といいますか、さっき委員がおっしゃっていたブリッジをどうするのか、表現の仕方も含めて。難しいところではあるのですが、学校のシステムになじめない人の話なので、もう少し福祉的な観点で、その子達をどんな風にするのかということの在り方みたいのものを、ここでどう表現するのかということが分かりにくいという最初のご指摘だったと思うので、そこをちょっと触れて頂けるならと思います。よろしくお願
いします。

委員：どうしても不登校となると、いじめとか学校に適応できないというところで、学校のシステムになじめ
ないで、この現状と課題にもいきなり「いじめや不登校」となっていて、ネガティブなイメージがすごくあ
ります。

これからどんどん不登校の子ども達や学校に行きたくないという人達が増えていくと思います。でもその子
ども達は、もしかしたら学校で勉強するよりも、自分が調べたいこと、やりたいことをやりたいがゆえに学校
に行くのがもったいなくて、家にこもって何かやっているのかもしれない。

たまたま南丹市以外で学校に行っていない子ども達と話をする機会がありましたが、家でご機嫌に過ごして
いるということでした。自分の好きなように調べものもできるし、今はネットで世界中の情報を得ることがで
けるので、すごく楽しいんだと言っていました。それがひと段落ついたら、やっぱり学校に行ってみようかな
あとと思って行き始めたんだという話を聞きました。

その後、たまたまテレビを見ていたら、同じようなことを言っている子ども達がいる中で、「もうあ
れは僕たちにとってパラダイスの時期だった」と言っていました。その子たちが言っていたのは「不登校って
なっちゃうと『いじめ』だとか『いじめられている』とか、なんか適合できないから俺ダメっていう風なレッ
テルを貼られたがる大人が多いけれども、いやいやそんなことはなくて、自分達はすごいパラダイスだったんだ
よ。だからその不登校っていうイメージを変えたいんだよな」って言っていたのを見て、本当にそうだなと思
いました。

そもそもの大人の意識とかを変えていかなければならないし、時代がそういう時期に来ているのだろなと思
います。

また、この表現なのですが、その「さくら」ができて「適応指導教室」というものをお知らせか何かで見た
時に、「こんなの行きたくないし、行かせたくないよね、子どもを」って言って、盛り上がっていた記憶が鮮
明にあるので、何かもう少し表現の仕方を変えることが出来ないかなと思います。せめて「学校のシステムに
なじめない」とか、それぐらいの程度の表現にしてもらえたらありがたいなと思います。

会長：その辺りもよろしくご検討ください。確かに「適応指導教室」ってちょっときついなあと私も思って、
あんまりいい感じはしないなと思っていました。

委員：いじめどうこうで学校にいけないとか、学校が嫌とかそういうのではなく、家にいたい、家が好きとい
う理由で学校に行けない子どももいます。同じ意見なのですが、明るいイメージを持たせるような表現も必
要ではないかなと思います。

委員：58ページの①性教育の推進というところなのですが、赤ちゃん訪問時にお母さんへ2番目、3番目の子どもに対してであったり、知識の普及であったり、「学校からの希望があれば赤ちゃん人形等の貸し出しを行います」とは書いてあるのですが、これは赤ちゃんを授かったり、妊娠してからの話だと思います。それ以前段階の例えば小・中学生・高校生の性教育という大事な部分は網羅されているのかなと思いました。

学校教育でも赤ちゃんできてからの話だったりとか、受精後のことしか学ばず、それ以前のことは自分の周囲でしたらメディアから知識を得るというのが現状あると思います。その部分には触れず、赤ちゃん人形等の貸し出しで「OK」みたいな形で性教育の推進というのはどうかなと思います。

事務局：保健医療課の事業なので、どういったことやっているか詳しく分からない部分がありますので、調べて書き方も含めて検討させて頂きたいと思います。

委員：今のは学校教育課じゃないんですか。

事務局：学校教育の話の部分ですね。

委員：学校教育課がどういう風に小・中学校で性教育を扱うことをされているのかと、どうするのかっていうのは知りたいですね。保健医療課は学校から「保健教育で使いますよ」という希望があれば、赤ちゃん人形を貸し出すと書いてあるだけですよね。そうではなく学校現場で性教育をどのように進めるのかっていうのは、とても大事なことだと思います。

事務局：学校教育的なところを加えさせてもらったらいいのではないかな。

事務局：次の貧困の計画の方にも同じような「命や性に関する教育の充実」というのを入れさせて頂いています。その中には学校教育課の方から小・中学校の性教育の年間計画をもとに、発達段階に合わせて知識の向上に努めますというようなことでしたので、赤ちゃん人形を貸し出すだけではないというところで、学校教育課としても取り組みはしています。

委員：この部分に関して個人的な意見なのですが、子育て中のお母さん方と触れ合う機会が非常に多いのですが、本当に自分の体のことも知らないお母さん方も多いです。妊娠ばかりでなく、命の尊さというところに触れる教育を小学校、幼稚園のうちからしていった方が自己肯定感も上がると思います。

やはり自分のことを大事にできるということは人のことも大事にできると思うので、いじめという「防止だ」「防止だ」って言うけれども、そもそもそういう教育、そういうことを知らないからゆえに自分勝手になってしまうので、本当に命の誕生の関わりの尊さとか尊厳に対するところから教えていく必要が学校教育でも必要だと思います。そこもちろんありながら家庭の中からそういう話ができるように、みんなで周りの大人が子ども達を支えていければいいと思います。

どうしても学校教育とかになると、生物学的な話とかそういう話が多くなってしまいますが、そこではなく、自分のお父さんとお母さんが愛し合った結果が自分が生まれてくるというところからの話とか、何かそういうのを総合的に分かるように伝えられるような南丹市であってほしいなと思います。

このことは今から始めていったら10年後の子ども達にとって本当にいいと思います。現状では携帯でも調べられます。H動画だって小学生も見ていますからね。そういった現状であるというところから考えると、早いことやった方がいいのではないかなと思います。それが種まきにもなって南丹市の子ども達は他の地域の子どもと違い、大きな差がつくような気がします。是非やって欲しいです。

委員：性教育に関して各地域によって違うかもしれないのですが、南丹市になるずっと以前から、保・小・中と学校教育、幼稚園教育の中で系統的に人権教育も含めた性教育がもう進められていると思います。それはスマホとかそんなのがないずっと以前の時代から、やっぱり命の大切さとか、それから今言われた両親が愛し合っていて子どもができてきたとか、求められて生まれてきたとか、いろんなことをそれぞれの学年に応じてやってきていると思います。その性教育をやっている中で、それがまた家へ帰ってからの話に広がっていくということで、子ども達はずいぶん育ってきているのではないかなと思っているのですが、それがまだまだ足りないということであれば、そういうことも聞きつつ、家庭での性教育というようなものを進めて行って、家庭だけとか地域だけとかじゃなくて、学校とかも含め一緒に進めていくということが大事ではないかと思いました。

会長：いろんなこともあるのですが、少なくともこの表の中の①のところに学校教育課を入れて、そこも含めて総合的にするという形に修正して頂いた方が、今のご意見が反映されるかなと思います。保健医療課だけじゃなくて学校教育としてはどんなアプローチで、何をしているのかということも入れて頂けたらと思います。

委員：関連するかもしれませんが55ページで、これは基本目標3の「親子の健康づくりの推進」の中の「小児医療機関との連携」という項目があります。子どもの発達とか保護者の悩みとかについて、かかりつけ医とか小児科医とか小児精神科医で相談をできるような体制をつくるということです。「提供します」とか「求めます」とあるのですが、こういうことは保健医療課では今はしていないということですか。推進となるので、これから子どもの専門家といわれる私達もそうですが、小児科医とかにどういう風に関わらせるというのですが、どういう風にこの計画の中で医師会は入るのかということについて、保健医療課が担当になりますので、保健医療課に聞けばいいのですか。計画には連携を図りますと書いてありますが、具体的に関係機関とどういう風にするのか。計画としてこの書き方だと、今はしていないような感じがするかなと思います。一応、頑張っているつもりではあるのですけれども。子育て支援課とも協力をしているはずなのですけど。ですから保健医療課だけ、普段の地域診療とか健診で関わっているというより、子どもに関わる他の課も関わることじゃないですか。

事務局：担当課が保健医療課となっていますが、もちろん子育て支援課とも先生と関わらせて頂いています。また、連携しますとしか書いていませんので、もうちょっと分かりやすくしたいと思います。

委員：あとは6ページの円グラフの上に「6未満」と書いてありますけれど、これ「6歳未満」の誤植ですね。

事務局：失礼しました。6ページの円グラフの上のところに「6未満」と書いていますけれども、「6歳未満」の「歳」が抜けています。

委員：指標のところなのですが、35ページです。「基本目標1 子育て・子育てを支える仕組みづくり」の指標で、一見すると父母ともに割合を高めるとするのはそのとおりののですが、元々のデータ、2018年にとられた実績値が36.6%と41.9%で、統計のこと詳しく分からないのですが、これはひとり親の場合はどうなるのですか。

会長：私もそこがすごく気になっていまして、あとで伺おうと思っていたのですが、ソロペアレントの場合のことをどう想定されているのかなということと、こうであれば子育て・子育てを支える仕組みなのかどうなの

か。逆に言うとひとり親であったとしても十分できるという仕組みではないと意味がないので、2人揃ってやっていますということで、それでOKという話とは違うのかなと私も思いました。

事務局：確かにおっしゃる通りです。ひとり親の方達とかそれ以外のさまざまな配慮が必要な方達の視点からについては、基本目標4のところ押さえてはどうかということで提案させて頂いています。どうしても細かい「この方たちはどうなのか」という話をし始めると、なかなか完全に切り分けて指標の設定ということが難しい部分がございます。

例えば更に厳密にやるのであれば、アンケート調査でひとり親かどうかというところは把握していますので、その方たちを除いて、「父母ともに」という割合を挙げるということも可能だとは思いますが、そこまでやるのかどうかと思います。これについては虐待の防止の観点からの設問でも、やはり配偶者や家族の協力が求められているという実態もございますので、まずは夫婦で子育てに取り組むということは、例外はあるとは思いますが、非常に重要なのではないかとということで、この指標についてはこちらとしてはいいのかなと考えているところではあります。

これを別のものにするとなると、またちょっとご検討をさせて頂くことになるのかなと思います。他の委員の方のご意見も伺えればと思います。

委員：かなり偏った指標になるのではないですか。

事務局：偏ったと申しますと。

委員：それ除くとことになりますので。

事務局：そうですね。

委員：この数字はいるのですか。

委員：この指標自体いらないのではないですか。

事務局：この指標自体が要らないですか。

委員：「父母ともに」というのは、ある意味健全でいいことだということは否定しないです。しかし、それを書くことによって、ひとり親を行政が排除してしまうというか、そっちの方の危険性を感じます。読み方によってですけどね。

それは確かにマイノリティなのですが、そこも大事にするというところの視点が抜け落ちてしまうのではないかと。この部分は補足が必要になるのではないですかというところを指摘しているつもりです。

会長：基本目標4でとおっしゃいましたけれど、市民の皆さんはそういう風に読まないですよ。「私達はこのから排除されているのね」とどうしても思ってしまいます。「あなたのところは4番ですよ」と言われてもそういう風にちょっと読めないと思いますので、市民の感覚としてみんなが共通する何かじゃないとちょっと厳しいかなと、改めてこうやって並べると私も思いました。今のご意見、是非参考にして頂いて、もう1回ちょっと検討して頂きたいと思います。

事務局：もう一度検討させていただきます。

事務局：今、すごく貴重なご意見を頂いていて、私もそう思います。読む方については、取りようがやっぱり違いますので、私達がここで説明することの読み取りというのはなかなかできないですし、この場面を読んだ時の印象で「私たちは省かれている」と思われると、それは計画として成り立たないように私も思います。今言って頂いたことは十分検討をさせて頂きたいなと思います。

委員：58ページの③の「乳幼児とのふれあい活動の推進」という部分で、具体的にどこの小・中学校で居場所づくりが行われているのかということをお聞きしたいのですが、「小・中学校に子育て家庭が過ごす居場所を設け」のところですか。

事務局：こちらは広場を開設して頂いていますグローアップさんで今年度からやって頂いている内容なのですが、美山中学校で月1回、広場を開設して頂いています。美山中学校の空き教室の中で広場を開設して頂いて、お母さん方がそこに子どもを連れてくる。そこに中学校の子どもも来るというような形の広場の開設の仕方を今年度の11月から開設頂いて、11月、12月とやって、これからも月1回続けていこうというのがこの内容となります。

委員：それに関わってなのですが、小学生や中学生との触れ合いの場をたくさん持っていく一つの方策だと思うので、それはすごく斬新で平日の学校内に親子さんが1日過ごす場所を作るなんていうのは、それはすごいなと思うのですが、美山でされているということでした。美山はそもそも子どもさんの数が大変少ないです。その上、1歳から保育所に入れてしまわれるというような現状があり、家庭で子育てをしておられる家庭がものすごく少ない現状です。

その中で、毎週1回グローアップさんは広場をされていますし、その他にも「プチサロン」だとか「よっといで」だとか、それから個人的にグループでやっておられるとかいうことがいろいろあります。いろいろやっていけばもちろんいいのですが、少ない家庭数の中でどこのグループも一生懸命やっているのだから、そこを上手に、みんな同じように頑張っていける場所づくりになってほしいと思います。ひとつが頑張ることで、他のものが潰れていくという状況にならないようにしてほしいと思います。

私たちは「よっといで」なのですが、やっぱり地域のおばさんの立場で子育て支援を頑張ってみんなやっています。新しいことをしていくことは良いことだと思うのですが、そこら辺りの兼ね合いや連携といった、そういうものを考えてもらったら嬉しいです。

事務局：今言って頂いたところは、貧困の計画ところでも同じように出てきますが、視点がちょっと違ってしまっていて、小さな子どもとお母さんが過ごす場所の1つにはなるのですが、それを学校ですることによって、学校に行っている小・中学生の児童生徒の子ども達が普段あまり関わらない小さな子どもと関わる機会が生まれるという視点で始めている事業になります。居場所がもう一つ増えたということももちろんあるのですが、小・中学生の子ども達が関わるという視点が強い取り組みになります。

しかし言っているとおりの、いろんな事業をして頂いていますし、それほどこのサークルであっても、団体であっても続けて頂けるように思うのですが、広場にすることも選択肢があるってことは良いことじゃないかなとは思っています。この美山中学校の広場はちょっと視点が違う取り組みが始まったということです。

委員：それは分かるのですが、選択するのは親御さんだと言ってしまうと、それはもうどうしようもないことなのですが、絶対数が少ない中で週に2回も3回もになった時に、親御さんはどうしようと思って困られ

ることにならないかなと。心配じゃないですけども、行きたいところに行かれらいいんですけども、たかが10軒か15軒ぐらいしかない中で、そんなに分けてしまって、1か所に3人とか5人とか2人とか、あるいはぜんぜん来なかったとかいうようなことがあると悲しいなと私自身は思います。

生徒さんが多い学校は空き教室が少なくできないから美山を選ばれたということをよくよく分かってのことなのですが、なんかそこら辺りが難しいことだと思います。昨日役員会をしていてそんな話をしていましたので報告しました。

委員：うちのグローアップでさせて頂いているのですが、視点としては事務局からあったように、中学生にそういった機会をもっと持って欲しいというところから始まっています。実際、美山のぼこぼこくらぶに関してはぼこぼこくらぶの中でも利用される人数、参加される人数が非常に多いです。

中学校に行ってもいっぱい来てくれるのですが、お母さん方の感想としては「ぼこぼこくらぶとはまた全然違う」「いずれ自分の子ども達が通うであろう中学校に出入りさせてもらえて、そこで地域の子ども達と交流ができて、中学生はこんなに小っちゃい子を大事にしてくれるんだ」「うちの子ほんとにかわいいってすごい言ってくれるっていうので、そこで一つ安心感が出た」「そこで地域の子どもたちと顔見知りになって、いままで見かけるだけだったのが、街で会ったら挨拶するようになり、もともと美山にはあった輪がさらに広がっている」というような感想を頂いています。

地域の中にいっぱいあってという感覚は、私の中では個人的にはなかったもので、そこら辺もせっかく一緒にやっているの、積み上げていければいいかなと思います。

会長：もしそうであるならば、意図が分かる書き方をなさった方がいいような気がします。何のためにこれを行っているのかということを確認にして、子ども達と家庭の親のためでもあります、小・中学生達が子ども達と触れ合うためにこの場をやっていますという書き方をした方が、読んだ時に誤解がないかなと思いますので工夫をお願いいたします。

委員：ちょっと希望だけ言っているいいですか。検診を受けた後で、再診としてお医者さんに見せてくださいと子ども達が持って帰ってくるものなのですが、それを持って歯医者さんとかに連れて行っても、南丹市だけ「経過観察」というのがないとのことでした。「しますか」「しませんか」みたいな。「治療するか、治療しないのかしかなか、経過観察というのがないのは南丹市さんだけ」と言われたので、その項目がほしいなあと思います。お医者さんがチェックを入れる際に「こっちでもこっちでもないし、真ん中なんやけどなあ」といって困っていました。

委員：それは学校検診のことですね。

委員：そうです。学校から持って帰ってきたものです。学校教育課になるのですか。よろしく申し上げます。

会長：その辺りは研究を頂くということで、よろしく願いいたします。

会長：案件としては次に進ませて頂きます。第2号議案 南丹市子どもの貧困対策推進計画素案についてということで事務局から説明をお願いいたします。

(2) 南丹市子どもの貧困対策推進計画素案について【資料3】

事務局：飛ばしながらちょっとご説明をさせて頂きたいと思います。前回11月の会議の時にお話しさせて頂いた続きからということでお話しさせていただきます。

資料2の39ページをご覧ください。前回の会議で非常にたくさんのご意見を頂戴しました。その内容を踏まえ、内容を変えて検討し直したということです。頂いたご意見というのは色々あったのですが、伴走支援のところで頂いたご意見で「施策として取り出すのではなく、必要な支援を切れ目なく行うのが伴走支援だ」というようなご意見を頂いたということがありました。このご意見がすごく大きなヒントになって、他の事業を考える上でも参考にさせて頂きました。また、指標についてもご意見をたくさん頂戴いたしました。そういったところも頭に入れながら事務局の方で再度見直しをして、それを庁内プロジェクトチームの会議があるのですが、そこでも検討しまして、出た意見をもって再度修正をしたものを本日の1月の素案ということで示しております。

39ページの所が太字で基本理念ということで書いていますが、前回の会議で「子どもの目線で子ども達が頑張ったらいいんだというような書きぶりになっている」というところでご指摘を受けましたので、支援者側の言い回しということで「支援していける社会の実現を目指します」というような書き方をしています。

41ページをご覧ください。体系図が書いてあります。こちらは11月は骨子案ということで荒削りのものを出していたのですが、4つあった基本目標（4つの柱）を統合して3つの柱に集約し直しました。大きくは基本目標1が「子どもたちの支援」です。基本目標2が「保護者の支援」、それから基本目標3が「早く気付いて支援の連携に繋げる」というような大きな3つの柱に集約し直しました。それにぶら下がっている基本施策というのも見直しをして、入れ替えたり新たな項目を付け加えたりをして、全体的に前回のものと違うものになっています。

基本目標1の中には子どもの健やかな育ちの支援、これは子どもの健やかな育ちというのはからだの健康とか心の健康とかそれから生きていくために必要な食というところを主に入れていきます。それからプロジェクトチームでもそうですし、市民の皆さんと積み上げてきたワークショップの中でも意見が出ていた居場所づくり、それから学びの支援、それから若者の支援というのを子どもの支援から取り出して新たな柱として立てています。

また、保護者への支援についても、生活の基盤を整える支援、それから就労支援、経済的支援、それから特に支援を必要とするということでひとり親家庭への支援というのを取り出して載せさせて頂きました。

基本目標3についてはどうしても貧困の問題は家庭の問題で「もう少し努力すればいいんだ。努力が足りないんじゃないか」というような考えが残っている中、そうではなく社会全体で支援をしていこうというようなところを3番の所に入れさせて頂いています。

42ページをご覧ください。このページはそれ以降のページの見方が書いてあるのですが、前回と大きく変えたところが「事業・取組み」の下に「対象者」という欄を設けました。この取組みがどういった方が対象なのかということも設けました。対象の所はグレーの色をかけているということです。

また、取組みの担当というところは、行政だけの計画ではないということで、NPOの皆さんが取り組んで頂いている事業もこの中に載せました。委託をしているものももちろん入っているのですが、委託先を変更することはなかなかないかもしれませんが、可能性としてはありますので委託元の行政の担当課ということでまとめて載せさせて頂いております。

また、方向性というのは来年度から5年間の間にどういった方向性か、継続をするのか拡充をしていくのかというような方向性を載せています。市の事業についてはこの方向性が書けるのですが、京都府の事業ですとかNPOの事業については方向性が書けませんでしたので※印を入れているような書き方をしています。

では43ページをご覧ください。先程体系図の柱で見て頂いた1の中の1の所です。子どもたちの健やかな育ちということで、まずからだの健康というところを挙げています。ライフステージに応じた健康管理ということで、就学前については従来の母子保健事業の中の事業で困ったご家庭について早期に支援に入れるよう

にということで、健康管理の面から事業を挙げさせて頂きました。また学校教育の中でももちろん健康管理をして頂いています。

それから先ほど議論に挙がっていましたが、こちらのほうがNPOと協力させて頂いている事業が入れさせて頂いて、小・中学生に命の授業というのを行って頂いている事業がありますので、それについてNPOというような書き方で載せさせて頂いております。南丹市以外では高校生にも行って頂いているのですが、南丹市は今後拡充が必要と考えておりますという書き方をしています。ちょっと高校生だけ抜けているというような感じがあってどうしようかと思っているのですが、そこがあったので言葉で足しているようなことをしております。

次まためくって頂きまして、一番上が先ほど出ていた広場事業の乳幼児とのふれあいの事業ということで今、実際は美山中学校でして頂いているのですが、今後は小学校でもできないかなということを考えております。拡充の事業で拡充予定の対象ところを濃いグレーにして色分けをしています。今既にやっているところがグレーで、拡充をされて対象となるところが濃いグレーというような書き方をさせて頂いております。

その次からスクールカウンセラーの事業について掲載しています。こちらの方も従来からやっている相談業務なのですが、相談体制を充実させていくということで学校の中で支援を必要とする子どもたちを確実に支援につなげていくという内容で新たに整理をして書き直しております。「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては人数が足りていない」とか「時間が少ないんじゃないか」という意見がワークショップの中でたくさん出ていて、何とかここを拡充と書きたいという思いが事務局としてはありました。担当して頂いている学校教育課に尋ねますと、実際は今までから京都府に増員ですとか時間の拡充については要望しているということで、同じようにこれからも継続して要望していくという意味で継続と書いておられるということでした。拡充とはなっていませんが足りているとは思っていないということで、これからも増員を要望していくということです。

次は45ページをご覧ください。45ページの上の段には子ども達のからだを健やかに成長させるために食が大事だということで食の推進を挙げています。小学校に入る前の保育所からも食育をやっているのですが、それに加えて書きたかったのが家庭における食の啓発・推進のところの中でモデル校でお弁当の日というのをやっているということを書いています。これは子ども達が自分でメニューを考えたりして、学校によって色々違うようなのですが、食生活改善推進員さんや栄養士の方々が学校に行って調理実習を家庭科の時間などで一緒に練習をして、最後はお弁当を自分が作って持ってくるという取組みをされています。これが子ども達自身がごはんを炊くぐらいはできるようになるといった生きる力に繋がる取組みだなということで、ここだけすごく具体的に書いています。これは南丹市健康づくり推進協議会の事業としてされているということで、市だけの思いで拡充しますという言葉がなかなか書けていないのですが、今取り組んで頂いている学校が4校で、これからは学校を増やしていくような働きかけができないかなと考えているところです。

次に新規事業なのですが、食事の提供支援についての研究ということで挙げさせて頂いています。これは南丹市域が広いので、こども食堂のない地域で本当にこども食堂という拠点を構えた取組みが必要なのかということで、例えば、必要なところにお弁当などを届ける方法が良いのかということも含めて、今は具体的なものが出ているわけではないので研究という書き方をし、そういうことを来年から研究していく方向を示しました。

その下なのですが、これはメモ程度に※印で記載しているのですが、ワークショップの中でも「自己肯定感を高める取組みが必要なんじゃないか」というところで、何か取組みを挙げようと考えていたのですが、「自己肯定感を高める取組みというのは1回何かをただで自己肯定感が高まるわけではなく、長期間信頼できる大人の方と関わるなかで自分が褒められたり認められたりすることで高まっていくものだ」という意見もありました。既にやっているいろんな事業の中にも自己肯定感を高めることにつながる取組みがちりばめられて

いるということで、伴走支援と同じような考え方なのですが、自己肯定感を高める取組みを事業として取り出すことが難しかったので、事業としては挙がっていません。

しかし、こういう考え方をしているということで、今日はメモとして書かせて頂きました。実際計画に載せるときはこのメモは消えてしまうのですが、このことについては後に出てきますけれども連携体制を整備した中で自己肯定感を高める取組みや伴走支援を意識しながら、改めて今までやっている事業を見直して工夫できる点がないかなというところで投げかけられたらなと思っています。

それから下に「NPOのコラムとして掲載」と書いています。担当の欄には団体に名前が出てこないのがコラムというような形でNPOが取り組んでおられる活動を載せられないかなと思っております。ここに書いてあるもの以外にも例えば国際交流協会さんですとか、社協さんですとか委託をさせて頂いている活動の中身が分かるような形でコラム形式で計画の中に載せていけたらなと思っていますので、またご依頼をさせて頂こうと思います。

次が子どもの居場所づくりということで、これは既存事業でたくさん挙がっているのですが、それぞれ居場所開設、それから交流体験の機会の充実というところも改めて既存事業を整理しています。

47ページに新規事業で子どもの居場所開設というのを書いています。これは来年度開設予定で園部地域の園部小学校の敷地内に居場所が開設するということがもう決まっています。これは行政のほうが開設することになっているのですが、それ以外で子ども達が過ごす場所って居場所が作れないかということは考えていかなければならないと思っています。居場所の中で例えばご飯を食べたり、そこで学習支援ができたり、そこで色々な地域の方が集まって子ども達と触れ合うことができるのか、色々なスタイルがあるかと思っております。そういうようなことができないのかなと思っております。社教さんでも多く事業をして頂いていて、そういうノウハウやどういう条例があるのかというところを今後また教えて頂けたらと思います。高齢者が居場所で一緒に何かをすることか子ども達だけではなく何かを一緒にすることで相乗効果が上がるようなことができないのかなと思っています。計画に1つずつ事業として載せると居場所だけが事業みたいに見えてしまうのですが、そうではなく他に色々な効果が表れるようなことが一緒に出来ないかなということを考えていけたらと思っております。

次が48ページなのですが、子どもの学びの支援というところで学習支援や子ども達の就学・進学に関わる経済的支援についてはここにまとめて載せました。

49ページに新たな取組みとして、学習サポーターの登録・派遣という事業を挙げています。これも先ほどの居場所などにも関連するのですが、生活困窮支援の中では学習支援員が1名いて、学習支援を必要な家庭に出向いて学習支援をしているのですが、実際に1名しかいないというところで足りていないのが現状だと思っております。そこを例えば大学生ですとか地域の方が登録制度にして、既にやっておられる居場所などで求められるとそこに出向いて学習だけでなく、その人の得意なことでもいいと思うのですが、何かそういうような登録をして派遣ができないかなと思っています。

「こんなことをやっているから来てください」と言っても自分達から来られなかったり、情報がキャッチしにくかったりする家庭が多いのかなと思いますので、こちらから行くというような仕組みができればいいなと思っています。

次に50ページなのですが、若者支援を子どもから切り離しています。ちょっと年齢が高い子ども達の支援を含めてこのように挙げています。京都府さんの事業も含めて挙げているのと、若い世代で途中で中退してしまったりとか所属がなかったりという若者の就労支援というところも挙げさせて頂いていて、なんたん地域若者サポートステーションでも手厚く支援をして頂いているということで挙げさせて頂いております。ここにも先ほどに話も出ていましたが、不登校・引きこもりの子どもたちの居場所支援というところでNPOの活動も始まっていますのでこちらの方も挙げさせて頂いております。

51ページの新規事業の所なのですが、進学に向けた支援情報周知の強化と子ども達への情報発信の強化という2つを挙げています。参考資料でちょうど今京都府が第2期の貧困計画の見直しをやっていて、9日までパブコメを挙げていたのですが、その中間案を参考資料でお手元に配らせて頂いています。ご覧頂ける時間がないのでまたゆっくり、ご覧頂けたらと思うのですが、京都府の計画でもこちらが考えていたことと同じことが載っていて、進学に向けて支援情報の周知の冊子を作るとか情報の強化をしないといけないということが載っていたので京都府の動向も見ながらこういった支援ができないかなというところで挙げさせて頂いております。

ここまでで、何かご意見がありましたらお願いします。

会長：はい、ありがとうございます。今までのご説明のところでご質問等何かございますか。

委員：新規事業の取組みで47ページの子どもの居場所開設というものがありますが、小学校の対象の居場所を園部地域に開設することに決まっていますという説明でした。どうして園部なのですか。素朴な疑問ですけれど。なぜ園部なのですかね、地域を選択していくのに何かあったと思うのですが。

事務局：実際のところ議論を積み重ねて、どこの地域がいいかという議論がされて園部に決まったということではなく、園部地域にするということでスタートしているというような経過があります。

委員：それは管理しやすいからといった色々理由があるのかなと思ったのですが。私は八木なのでなぜ園部なのかと疑問に思いました。

事務局：元々、学童保育の放課後児童クラブの建設と絡んでの話でした。園部小学校の敷地内に放課後児童クラブが新設されるという話から始まったことに絡んでこの居場所の話になります。居場所からスタートした話ではなかったのですが、結果的に放課後児童クラブの横に居場所ができるというところで決まっていたということになります。実際に一番規模が大きいというのが園部地域というところもありますし、対象の子ども達も多い可能性もあるというところもあるのですが、議論を積み重ねて園部地域ではなかったというのが元々のところです。

委員：そういう風に思われるが絶対たくさんいるだろうなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

事務局：市としては初めてのケースで、他にそういう施設ができるかどうかは分かりませんが、効果や情勢を十分吟味しながら、そういった場所を作っていくのかという検討は必要だと思います。今後は広げていくことは可能性としては出てくるかなと思いますが、当面は園部ということになっていくかなと思います。

委員：この居場所は働いているか働いていないかに関係なく自由に行き来していい場所なのか、放課後児童クラブのように、夜8時に登録会に行ってから参加しないとダメですよといった感じの居場所なのかどちらですか。

事務局：この居場所は募集をするというような形ではなく、支援の必要な子ども達が来て頂くというような形をとりますので、行きたいから行けるというところではないです。

委員:もちろん支援が必要で、家にいるよりここにいた方が良いという子が行く場所も大切だと思うのですが、現状で子ども達も遊ぶところがなく、公園でうろちょろしていたり、雨だけ学校の体育館の庇の所で遊んでいたりで、現状遊べるところがない。園部地域にここだったら誰でも遊びに来ていいよという場所ができるのかなと思ったのですが、子どもが限定されるということで、そうなんだという感想です。

この先に他の地域に出来ても、子どもが限定されるのであれば「あそこの子はあそこ行ってるで」みたいなことにならないのかなと思ったり、もっと自由に行き来できる場所を色々な地域に広げるほうが平等だと思いますし、安心感もあります。私も仕事で遅くなり、子どもが放課後に一人になるちょっとだけの時間があるのですが、「その間どこ行ってたん？」って聞いた時に「あそこに行ってたで」って言われたら、安心だと思える場所が日吉にも欲しいなと思います。この先そういう場所ができるのかなってちょっと期待はしたのですが、どうなんでしょうか。

事務局:市の直営で計画があるのはここだけということなのですが、先程も言いましたが、南丹市は地域が広いので実際に場所がないところがたくさんあるのですが、それ行政だけで全部をカバーするというのは難しい現状があります。居場所の形というのは色々あって、地域の中で自分の家からその居場所がどのくらいの距離にあるのかという距離的な問題もあると思います。どこにできたらいいのかとか、他の地域の方も預けられるのかとかなどの検討も必要ですし、全部の地域ですべて同じようにするのは難しく、行政で全ては出来ないの、そういう居場所が各地域にいろんな形で地域の中でできていったらいいなということは考えています。

そういったことも市民の皆さんの中から自分の家を居場所にして一緒にご飯を食べようとか一緒にお母さんが帰ってくるまで過ごそうかというような、そんな関係のところができることも含めてできたらいいなという思いを持っていますが、今のところ計画としては載せられるのはこれしかないというところで書いています。

委員:この居場所開設っていうのもありますが、他の市とか行くと児童館とかがあると思いますが、そんなのはされないのですか。

事務局:児童館は南丹市にもあるので、児童館は開設はしています。

委員:園部とかどこにでもあるのですか。南丹市として数か所あったりするのですか。

事務局:どこにでもではないですが、今は八木東部児童館と興風児童館があります。

委員:2箇所あるのですか。そこは誰でも出入りしていい場所なのですか。

事務局:そうです。

委員:そうですか、分かりました。園部にはないのですね。

事務局:園部には地域センターがあります。

委員:分かりました。ありがとうございます。

委員:若いお母さん方が子育ての途中でお仕事をされていて、その後のいわゆる見守りとか支援のをご希望されているわけですね。放課後見守りとして広場でやられているような場所は今は八木だけですか。

委員：JUJU でやっていることですね。ひろば事業の中では今は八木だけです。

委員：日吉とかはないわけですね。

委員：はい。各町とか小学校区に一つずつあったら理想的とは思いますが。

委員：そういうところに子育て中のお母さん方がたくさん来られているので、私達のような子育てを終えた者としては「へー」という感じで聞いていたのですが、南丹市がもう少し子育てのしやすいまちになるよう意見が出て、うまくいったらいいなと思います。たとえば個人的に何かをやっているところなら私の所においでとなるのですが、それをやってないところでは出来ないのです。一歩進んで何かをされたらどうかなって思って今聞かせてもらいました。

事務局：最初に説明が抜けていて申し訳なかったのですが、貧困対策の推進計画を子どもの全体の計画から切り離しているのは、その支援を必要とする子ども達に特化した計画を立てようとして、取り出しをしています。本当にそういう状況に置かれた子ども達が実際にいるというところから発信していきたいと思うところがあって、取り出したというような計画として示しているところです。

会長：では基本目標の2の方に入って頂きたいと思います。

事務局：では52ページをご覧ください。こちらが保護者の生活支援というところになります。こちらが生活困窮者自立支援法の中で進められている事業を中心に載せています。生活の基盤を整えるということで家計の相談であったり、債務の見直しであったりというところを載せさせて頂いています。

それと一番下に外国人のための日本語教室というのを載せたのですが、外国人の保護者の方で制度が分かりにくかったり、日本語が通じなかったりするということで言語が難しいという方がいらっしゃいます。地域振興課と書いているのですが、地域振興課から国際交流協会に委託をしまして、週2回ボランティアで教室をしているということをお知らせさせて頂いております。

それから新規事業を53ページに挙げさせて頂いています。モノ支援ということで挙げているのですが、制服とか学用品などのリユースができないかということをお知らせしています。各学校に聞いてみますと、例えば八木中学校でしたら卒業生が制服とかジャージとかをクリーニングして学校に持って行って、次年度初めにもらった物の一覧表をPTAの総会か会報か何かで配られて、貧困かどうかは関係なく欲しい方は申し出られるというような仕組みができていたということでした。すごく良いなと思っていて、年度途中で転校してきた子どもさんも使っているということだったので、特にそれを使っているから貧困家庭ということではないようです。他の学校も形を変えてそういうことをされていると思うのですが、学校によってジャージが指定されていたり、微妙に持っているものが違っていたりするので学校ごとにしていったらいいのではないかと思います。教育委員会ですとか学校の現場の方にご協力を頂いて整備していけたらいいなと思っています。

それからその下に検討中と書いてあるのが、最初に説明しました伴走支援で、色々考えたのですがやはり挙げられなかったです。この前の会議の時にご意見頂いていた「支援そのものが伴走支援」というその課題が出てきたことに対して、課題解決のために支援していくこと自体が伴走支援だということを私自身が納得しました。前回の会議であらゆる業務の中にちりばめられているというところがあるのと、もう1つは他市の例で市民の方を登録して研修を受けて頂いて、必要があれば伴走支援に派遣するみたいなどころがありますという紹

介をしていたのですが、実際には個人情報のことを考えると、背景が分からずにこの方に付いて行ってくださいということは難しいかなという思いがして、前回挙げていた取り組みを下げています。

外国の方の支援のこともいろいろ考え、例えば国際交流協会の人に来てもらって通訳をしてもらうなどを想定していたのですが、外国の方がいつ来所されるか分からない中で、国際交流協会の方に対応をお願いすることはできないし、外国語だったら翻訳機を使う方が早いなどいろいろなことを考えて、結局は伴走支援という事業は取り下げているのですが、何かご意見があったら頂こうと思って、今回の資料には残すだけ残したような形にしています。

次が54ページなのですが、保護者への就労支援ということで、こちらも生活困窮の中でして頂いている支援ですとか先ほど若者のところでもありましたが、なんと地域若者サポートステーションが39歳までの方を対象に就労支援するということを書いてありましたので、保護者支援にも入れています。

それから働きやすい支援ということで保育の確保というところでも入れさせて頂いています。従来の事業ですけど入れています。

次に55ページの経済的支援というところで各種手当ですとか助成とか減免について載せさせて頂いています。

最後に56ページの所にひとり親家庭支援を取り出して書いてあるところで、市のアンケートでも困難を抱える世帯の割合がひとり親世帯の方が多かったということで、項を別に立てて支援を挙げて書かせて頂いております。

基本目標の3のところは社会全体での気づきと支援の仕組みというところで挙げています。

57ページは従来の母子保健事業で関わる中で異変に早く気付く、そして関係機関につなげるということをやっています。これはもう既に実施されていることですし、連携体制は整っているのですが、計画の中で改めて載せているというような形です。

58ページをご覧ください。こちらは地域での気づきというところで、こちらも継続事業なのですが、主任児童委員さん・民生児童委員さんとの連携ですとか要保護児童対策地域協議会の中での連携、それから子育てサークルさんですとかボランティアの方々、NPO法人の方々との連携というところを改めて記載させて頂いております。

新規事業として市役所庁内の連携体制を整えようということを書いてあります。こちらはどんな形をとるのかというのが具体的にまだ決まっていないのですが、子ども達に関係する仕事をしている課ですとかそれ以外の課にも必要に応じて参加して頂いて、会議等を開催していけたらなと思っています。

具体的には事業として出せていないのですが、ワークショップの中で出ていた住宅の確保ですとか伴走支援とかもそうですし、先ほど言っていました自己肯定感を高める取組みとか、今までやっている事業をもう一度見直すこととか、やり方を少し変えることなどでもう少し子ども達に届け直すことができないかというようなことをこういった会議で話ができないかなと思っています。

もう一つの計画もそうなのですが、子育て支援課だけがやっている事業を計画に載せているわけではなく、他の課がやっている事業を載せているものもあり、なかなか踏み込んで深い話が進められないという現状があります。実際に出てきた課題に対して、こういった連携体制の会議の中でこれを解決するためにはどうしていったらいいのかというところを挙げていくしかないのかなと思っています。

もっと新規の事業を挙げたかったという思いはあるのですが、なかなか挙げられなかったというところで次に繋げていきたいと思っています。

それから気づきマニュアルの作成も前回にちょっとお話していたのですが、こちらも実際は色々な各課の事業の中でそれぞれのマニュアルもありますし、連携をしているというのが実情なのですが、改めて子どもの貧困のサイン、困っている家庭ではないかというサインを見逃さないためのマニュアルが作れたらいいなと思っています。

この計画を立てながら子ども達と関わる現場にいる学校の先生ですとか保育所・幼稚園の先生の関わりという連携が一番大事ではないかなと改めて思いました。最初に言いましたが、貧困の家庭の問題は個人のことで、努力が足りないのではないかなと思われがちなところがありますが、本当にその生活実態の厳しさみたいなところを現場の先生たちに理解して頂くような連携が必要だと思いました。すでにご理解して頂いているところももちろんあるかと思うのですが、もっと理解して頂きたいと思い、マニュアルを作っていたらいいなと思っています。

59ページなのですが、今度は地域の方々に対しての子どもの貧困への理解の推進というところで一緒に子ども達のことを考えていけたらいいなということで、例えば講演会をしたり、研修会をしたりということを行っています。実際に京都府の中に貧困対策の取組みを長年やっておられるNPOもいらっしゃるのですが、例えばその方達に来て頂いて、どういう支援をしてきたのかとかどうしたらいいのかというようなことを教えて頂きながら意識を高め、自分でも出来ることがないかなというところから、私はご飯を作って食べさせることができるとか家に来てもらってもいいよという人達が地域の中で増えていったらいいなということで書いています。

最後が社会全体での子どもの支援ということで、今度は市役所だけではなく、実際に支援をしている方々と一緒に会議が定期的にかけて情報共有ができたらいいなということと、活動資金が足りないというようなご意見がずいぶんあったのですが、なかなか市の財政が厳しい中で補助金を出しますとか支援活動費を出しますということは書けず、「支援活動が確保できるやり方を研究します」という書き方をしました。何かこう活動資金を確保できるようなことを今後考えていけたらなと思っています。

情報発信についても紙だけではなく「若いお母さんたちに届けるにはSNSやアプリを使って掲載したほうがいい」というご意見もずいぶんありましたので、そちらの方を載せさせて頂いています。

最後に指標についてお話しさせて頂きます。最後の60ページの計画の進行管理ですが、今回は無理矢理載せた指標がたくさんあったので「合わないんじゃないか」というご意見を前回の会議でたくさん頂いていたところです。改めて指標をどうしようかと検討していたのですが、ちょうど国が11月に新しい貧困の大綱を改正して新大綱というのでできています。

これまで国では25の指標があったのですが、新大綱では39の指標に変えてきています。それは25が単純にプラスされて39になったのではなく、25のうちの半分近くが削除されて、新たな指標が追加されています。そういう状況もあり、貧困の計画の成果を表す指標というのはなかなか難しいのではないかな思いました。国の指標は元々政府統計など数値を持っているものを指標立てしているというところがありますが、それを市のレベルでデータ収集して、市独自の指標を出していくというのは困難かなということで、指標を全部落としていきます。

参考資料で付けているのが国の指標なのですが、参考資料の1-2は11月に新たにできた39の指標です。参考資料2-2は今現在の京都府の計画に別紙で付いている指標なのですが、これは国の指標をベースにしています。資料2-2が国の指標をベースにした京都府の数値が入ったものになっているのですが、参考資料2-2をご覧ください。参考資料2-2の「×」書いているのが今回39の指標から落ちたものです。子どもの就職率という指標は貧困の指標に当てはまらないという判断をされたようでこれが落ちていました。今までの指標を見ても生活保護の世帯の指標とか児童養護施設の指標とかひとり親家庭の指標が半分以上を占めていて、全体的なものを示す指標ではそもそもなかったのだらうなと思っています。これが参考資料1-2に今回新たに変わっています。これを見ていると「マーカー」で示しているのが従来から継続した指標です。「○」をしているのが新規で挙げられている指標なのですが、これを見ると例えば子ども達の学用品の入学前支給実施状況とか電気・ガス・水道の未払いの経験とか衣服が買えない経験とかといった実際の生活に則したような剥奪指標が変わってきています。

これを見て南丹市がとったアンケートにあった項目に近い内容に変わってきているなど感じていました。指標としては市としては出せないと思っているのですが、例えば前年度実施したアンケートを5年後にもう一度実施して見比べてみるというようなことは出来るのかなと思っていますが、なかなか指標として出すのは難しいということに行きつきました。よって今回は載せていないということで報告させていただきます。

会長：ありがとうございました。以上のご説明に対して何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

委員：11月の骨子案からずいぶんご苦勞をされて特に業務施策の関係をずいぶん整理をされているのかなと思いました。基本目標2の家庭への支援の関係なのですが、絶対こうするべきというものではないのですが、ひとり親家庭の支援の部分を引っ張り出すというのがすごく違和感があります。貧困の家庭は当然ひとり親家庭が多いのですが、ここで出すと「ひとり親家庭＝貧困」というような感じがすごく見受けられます。どちらかという11月の計画のように経済的支援の中で、特にひとり親家庭についてはこの施策がありますとかいうような整理の方が生活支援の方でも同じような整理の仕方ができるかと思います。そちらの方が少しマイルドかなというように思いますのでご検討を頂ければと思います。

それと先ほどおっしゃいました指標の関係の方については、なかなか出しづらいということについては私としても賛同します。アンケート自体を指標としていくのは違うかなと思いますし、国は統計など色々ありますけどもこれを南丹市さんに落とし込むのは技術的にも難しいと思いますので指標についてはもう出さないというか出せないと思いますし、そこについては納得しています。

会長：ありがとうございます。他はいかがですか。

委員：今の指標の件ですが、私も同感です。説明の中にもあったように検証はできると思うので、効果測定とかいう意味ではなくても、こういった会議等で現状こうなっていますという数字は押えておく必要があるかなと思います。国も指標を示していますから、計画から指標を抜いたからといって、それに基づく検証をしなくていいということではないということを押さえておきたいと思います。

会長：ありがとうございます。他はいかがですか。

委員：自己肯定感の関係は私も説明を頂いた通りだなと思います。取組みとして項目分けをするのではないものだと思います。一方で子ども達の自己肯定感を養成していくということは非常に大事な事なので抜いてしまうとか、全くなくなってしまうのも勿体ないというのが正直なところです。取組みとして組み立てたほうがよいとは思わないのですが、それが大事な事だというようなことを打ち出す必要があるのかなとは思いますが。あと伴走支援についてもそうだと思います。

やはりこれは子どもの貧困対策で、前段であった子育て支援に関する計画も結局子どもという切り口で立てている計画ではあるのですが、子ども達が生活をしている家庭環境であったり、学校環境であったり、これは大人たちも絡んでのいわゆる地域社会での生活全般のことなので、あくまでも計画は子どもが切り口だけでも結局のところ総合的なものになると思います。これは冒頭の1ページのところに「それぞれの主体が相互に連携しながら横断的に子どもの貧困対策を推進していきます」と書いてあります。まさにそれだと思っていて、行政の方をお願いしておきたいのは、課は区切られていてもその連携というのは非常に大切にして頂きたいなと思っていて、そう思っていたところその計画では庁内連携組織の設置とか非常に突っ込んだ書き方をされているので良いなと思っていました。

藤松会長：ありがとうございました。今頂いたご意見はすごく大事なことだと思います。自己肯定感を高めるためには様々な施策が必要なので、総合的にそれに取り組みますという話と、これ全体が伴走型の支援なんだということに関しては私も書くべきなのではないか思っています、例えば第3章の冒頭の所か基本理念の所に書くか扉のところでこういう観点でこの計画は出来上がっているんですということは示しておいたほうが良いのかなと思いましたので是非検討ください。

会長：特にご意見がないようですし、長くなりましたのでそろそろ閉じさせて頂きたいと思います。またしっかり読んで頂いて、何かお気づきの点がございましたら事務局までお寄せ頂きたいと思います。

3 その他

会長：3 その他ですが、事務局から何かございますか。

事務局：次第にも書かせて頂いていますが、次回の第4回目子ども・子育て会議の日程はすでに決定をさせて頂いております。次回は令和2年3月9日（月）の午後2時～4時にこの場所で開催をしたいと思っております。また2月中旬頃になりましたらご案内は送らせて頂きますが、あらかじめ予定をお願いしたいと思います。

会長：では、議事を終わりましたので、事務局にお返しします。

谷口課長：長時間になり、予定の時刻を過ぎてしましましたが、たくさんご意見を頂きましてありがとうございました。このようにご意見を頂くことで、私達の気づきになります。私達の中で考えるとどうしても偏った部分がありますので、こうして言ってもらえると気づける機会になりますので、こういった機会を大切にしたいと思っています。次回は3月の会議でも意見を頂いて、しっかりとした計画が立てられるように、皆様の力もお借りしたいと思っています。本日は長時間どうもありがとうございました。

閉会

以上